

(令和4年9月26日受付)

田辺市斎場還付制度の対象者を教えて欲しい

■内容

市の介護保険被保険者証を持ったまま、市外の施設に入居した人が亡くなった場合、市の斎場使用料がいくらになるか調べたところ、「田辺市斎場使用料還付制度」があり、2つのパターンがあることを知ったのですが、分からないことがあります。

① 住所地特例還付の場合、対象者が「市外の特別養護老人ホームや障害者支援施設等の施設に入所または入居していたが、田辺市からその費用の支給を受けていた場合」となっていますが、具体的にどのような場合ですか。

② 所得制度特例還付の場合、対象者が、「田辺市斎場使用料の市内区分の取り扱いを受けた方で…」とありますが、その区分とは何ですか。

また、この還付制度の申請期限が、斎場使用料の納付後30日以内となっており、四十九日を迎える前に厳しく締め切めることは、市民目線の姿勢が欠けていませんか。

■回答

①「田辺市からその費用の支給を受けていた場合」とは、亡くなられた方が

- 市の国民健康保険証をお持ちであった場合
- 市の介護保険被保険者証をお持ちであった場合
- 市の障害福祉サービス受給者証をお持ちであった場合

となります。

②「田辺市斎場使用料の市内区分」とは、死亡人又は死亡届の届出人が、死亡時に田辺市に住民票があった場合と、住所地特例還付の対象となった場合をいいます。

また、「申請期限が、斎場使用料の納付後30日以内」については、基本的にはお支払いいただいた年度内に還付しています。3月末にお支払いいただいた方に、年度内の予算で還付するためには、審査期間等を考慮する必要があることから、申請期限を「30日以内」としています。お亡くなりになられた方の必要な手続きに来庁された際に、一緒に手続きを行うことができる期間であると認識していますが、今後検討してまいります。

【環境課】

※本件は、令和4年12月6日に回答したものです。